

小浜市スポーツ協会会則

第1章 総則

第1条 本会は小浜市スポーツ協会と称し、事務局を小浜市内に置く。

第2条 本会は次に掲げる団体をもって組織する。

- (1) 市を単位とする種目別スポーツ団体(以下「種目団体」という。)
- (2) 地域(12地区)を単位とする総合的スポーツ団体(以下「地域団体」という。)
- (3) 市を単位とするその他のスポーツ関係団体

第2章 目的及び事業

第3条 本会はスポーツの健全なる普及発達を期し、スポーツ文化の昂揚に務め、市民スポーツの向上の図りをもって目的とする。

第4条 本会の前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 組織団体の育成強化と相互の連携
- (2) 市民スポーツ向上に寄与する事業並びにスポーツ思想の啓発
- (3) スポーツ大会、各種競技会、講習会等スポーツに関する各種の行事の実施
- (4) スポーツ運動の指導並びに指導者の養成
- (5) スポーツに関する施設の普及拡充促進に関する事項
- (6) スポーツ功労者の表彰
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 役員

第5条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
常任理事	若干名
理事	若干名
幹事	若干名
代議員	若干名
監事	2名
事務局長	1名

2 前項のほか理事会の決議を経て、名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。

第6条 本会の役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長副会長は総会で推挙する。
- (2) 理事長・副理事長・常任理事は理事の互選により定める。
- (3) 理事は第2条第1号の加盟団体毎にそれぞれ1名を選出するほか、会長推薦による若干名を会長が委嘱する。
- (4) 代議員は各加盟団体より1名あて推薦をうけ、会長がこれを委嘱する。
- (5) 幹事は理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- (6) 監事は総会において選出する。
- (7) 事務局長は理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- (8) 会長・副会長・監事が理事から選出された場合は、前項によることなく当該団体はこれに代わる理事を選出するものとする。

第7条 役員の任期はすべて2ヶ年とする。但し重任を妨げない。役員に欠員を生じたときは補充することができる。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。役員は任期が満了しても後任が就任するまでは、その職務にあたるものとする。

第8条 会長が必要と認めたときは、理事会に諮って名誉会長・顧問・参与を委嘱することができる。但しその任期は前条に準じ、かつ重任を妨げない。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 常任理事は常務を処理する。
- (4) 理事は理事会を構成し、総会の決議に基づき、企画・立案・実施の任にあたる。
- (5) 監事は会計の監査にあたる。
- (6) 代議員は総会に出席し、本会の基本方針・団体の加盟・予算決算・事業計画・その他の重要事項を承認・決議する。
- (7) 幹事は会務に参画する。
- (8) 事務局長は事務を処理する。

第10条 名誉会長・顧問・及び参与は重要事項について会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会議

第11条 会議は総会・常任理事会・理事会とする。

第12条 総会は毎年4月に開催する。但し、会長が必要と認めた場合は臨時にこれを開くことができる。

第13条 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が定める。

第14条 総会には次の事項を附議する。

- (1) 会則の改定
- (2) 事業の報告と承認
- (3) 予算・決算の審議と決議・承認

- (4) 事業計画の審議
- (5) 本会への加盟・脱退の承認
- (6) その他会長が必要と認めた事項

第15条 常任理事会・理事会は必要に応じて会長が招集する。理事の3分の1以上が目的を明示して請求のあったときは、遅滞なく招集しなくてはならない。

第16条 常任理事会・理事会の議事は出席理事の過半数で定め、可否同数時は議長が定める。

第17条 会長が必要と認めたときは、加盟団体長会議を開催して会務の運営を図ることができる。

第5章 会計

第18条 本会の経費は次の収入をもってこれにあてる。

- (1) 負担金
- (2) 会費
- (3) 助成金
- (4) 寄附金
- (5) 事業収入
- (6) 賛助会費
- (7) その他の収入

第19条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条 本会の予算は毎会計年度開始前理事会で編成し、総会の決議を要し、決算は会計年度終了後監事の監査を経て総会に報告し、承認を得ることとする。

第6章 遵守事項

第21条 本協会は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体がバナンスコード<一般スポーツ団体向け>を遵守するとともに、その適合状況について自己説明及び公表に努めるものとする。

2 本協会は、前項に加えて次の事項に取り組む。

- (1) 関係法令等を遵守した組織運営等を行うこと。
- (2) 暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) 日本アンチ・ドーピング規程の遵守、その他アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
- (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。
- (5) 「公益財団法人福井県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に沿った組織運営等を行うこと。

第7章 専門委員会

第22条 事業遂行のための理事会が必要と認めた場合は、各種の専門委員会を設けることができる。

第23条 専門委員会の名称、目的、委員数その他の事項は理事会で定める。

第8章 加盟・脱退および休会

第24条 本会に加盟・脱退および休会を希望する団体は、加盟・脱退・休会の申請書を提出しなければならない。

第9章 賛助会員

第25条 本会に賛助会員をおく。賛助会員について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 本会則に必要な規程は理事会で定める。
- 2 本会則は、昭和43年4月1日より施行する。

附 則

- 1 第24条の改正規定は、昭和55年4月19日より施行する。

附 則

- 1 第7条の改正規定は、平成9年4月21日より施行する。

附 則

- 1 第18条(6)の改正規定は平成11年4月27日より施行する。

附 則

- 1 第7条・第23条の改正規定は、平成26年4月29日より施行する。

附 則

- 1 本会則は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

- 1 本会則は、令和3年4月23日より施行する。

小浜市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 小浜市スポーツ協会(以下「本会」という)会則第4条の規定に基づき、本市のスポーツ振興に著しく貢献したものを表彰する。

(表彰)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。また、特に功績が顕著な場合は、特別表彰をすることができる。

- (1) スポーツ功労者賞
- (2) 優秀選手賞

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。表彰に併せて記念品を添えることができる。

(決定方法)

第4条 決定方法は次の各号による。

- (1) 表彰の公正を期するため選考委員会をおき、委員は常任理事より選出する。
- (2) 賞者は、市スポーツ協会及び加盟団体より推薦された者を選考委員会に諮り、会長が決定する。

(追彰)

第5条 表彰されるべき者が、その表彰を前に死亡したときは、追彰することができる。

(感謝状)

第6条 第2条に定めるもののほか、会長が必要と認めたときは、感謝状を贈呈することができる。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は細則に定める。

附 則

本規程は、平成19年4月24日から施行する。

附 則

本規程は、平成30年4月1日より施行する。